

平成19年9月議会 議案の概要

番号	条例名	主な内容
20	武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例	<p>□担い手農地集積高度化促進事業に関する分担金徴収条例 [根拠法令] 地方自治法第224条</p> <p>担い手農地集積高度化促進事業 効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するための農地の面的な利用集積を促進する事業。 農用地利用改善団体等が、担い手に農地を面的にまとまりのある形で利用集積（面的集積）した場合に促進費を交付。</p> <p>分担金徴収の対象 【第2条】 当該事業によって利益を受ける地域にある農用地利用改善団体等</p> <p>分担金の額 【第3条】 各年度ごとに当該事業に要する費用のうち国及び県から交付を受けた補助金の額を除いた額を超えない額</p> <p>H19事業実施予定団体 中野区、繁昌区</p> <p>《施行日 公布の日》</p>
21	政治倫理の確立のための武雄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	<p>□郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正による条例改正</p> <p>郵便貯金法の廃止による条文整備 郵便貯金に係る規定を削除 【第2条第1項第4号】</p> <p>証券取引法の一部改正による条文整備 ・「証券取引法」「金融商品取引法」 【第2条】 ・「証券取引所」「金融商品取引所」 【第2条】</p> <p>《施行日 平成19年10月1日》</p>
22	武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>□簡易生命保険法の廃止による条例改正</p> <p>簡易生命保険法の廃止による条文整備 簡易生命保険に係る規定を改正 【第6条の2第4号】</p> <p>《施行日 平成19年10月1日》</p>
23	武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	<p>□地方自治法の一部改正による改正</p> <p>地方自治法第238条の4第4項の条項ずれによる条文整備</p> <p>《施行日 公布の日》</p>

24	武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	<p>□入院に係る医療費の助成内容の拡充 佐賀県乳幼児医療助成事業補助金交付要綱に助成内容を合わせるもの</p> <p>3歳から就学前までの乳幼児の入院に係る医療費について、一部負担金に相当する額の2分の1を助成</p> <p>(入院に係る一部負担金に対する助成内容)</p> <table border="1" data-bbox="564 394 1442 501"> <tr> <td></td> <td>3歳の誕生日の月まで</td> <td>3歳～就学前</td> </tr> <tr> <td>改正前</td> <td>1診療科目あたり300円を除いた額</td> <td>助成なし</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>改正前と同じ</td> <td>一部負担金の1/2</td> </tr> </table> <p>《施行日 平成19年11月1日》</p>		3歳の誕生日の月まで	3歳～就学前	改正前	1診療科目あたり300円を除いた額	助成なし	改正後	改正前と同じ	一部負担金の1/2				
	3歳の誕生日の月まで	3歳～就学前													
改正前	1診療科目あたり300円を除いた額	助成なし													
改正後	改正前と同じ	一部負担金の1/2													
25	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>□国民健康保険法の一部改正による改正</p> <p>療養給付の一部負担割合の変更</p> <table border="1" data-bbox="625 779 1267 1034"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳以上～3歳未満</td> <td>20%</td> <td rowspan="2">20%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上～小学校就学前</td> <td rowspan="2">30%</td> </tr> <tr> <td>小学校就学～70歳未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>70歳以上(一定所得以下)</td> <td>10%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>	年齢区分	改正前	改正後	0歳以上～3歳未満	20%	20%	3歳以上～小学校就学前	30%	小学校就学～70歳未満	30%	70歳以上(一定所得以下)	10%	20%
年齢区分	改正前	改正後													
0歳以上～3歳未満	20%	20%													
3歳以上～小学校就学前	30%														
小学校就学～70歳未満		30%													
70歳以上(一定所得以下)	10%	20%													
26	武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例	<p>□自転車競技法の一部改正に伴う条例改正</p> <p>競輪の実施に関する事務の委託について、自転車競技会から競技実施法人へ委託することとされる。 「九州自転車競技会」「競技実施法人」【第6条】 競技実施法人…経済産業大臣より指定される競輪実施業務を行う法人</p> <p>《施行日 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律第2条の規定の施行の日》</p>													
27	佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について	<p>□一部事務組合を組織する地方公共団体の減少及び一部事務組合規約の変更</p> <p>組織する地方公共団体の減少 川副町、東与賀町、久保田町 佐賀市への編入合併により脱退 川副町・東与賀町清掃組合 組合の解散により脱退 佐賀県後期高齢者医療広域連合 一部事務組合へ加入</p> <p>規約の変更 交通災害共済負担金を廃止 旧佐賀縣市町村交通災害共済組合において徴収していたが、佐賀縣市町総合事務組合設置による事務の効率化に伴い廃止(人口1人あたり5円)</p> <p>《規約変更の施行日 平成19年10月1日》 交通災害共済負担金を廃止については平成19年4月1日から適用</p>													

28	佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	<p>□広域連合を組織する地方公共団体の減少及び広域連合規約の変更</p> <p>組織する地方公共団体の減少 川副町、東与賀町、久保田町 佐賀市への編入合併により脱退</p> <p>広域連合を組織する団体の減少に伴う議員数の減少 議員数 25人 22人</p> <p>《規約変更の施行日 平成19年10月1日》</p>
----	---	---